



森税理士の 「ちょっと気になる税務のはなし」

アグリビジネス・
ソリューションズ株式会社
代表取締役 森 剛一氏

第49回

税務相談窓口
事業推進課 経営指導相談係
■問い合わせ先
TEL: 0824-64-2072 Fax: 0824-64-2233

今月は、全く異なる2つの題目について紹介します

1. 新規就農した場合の税務手続き

(1) 新規就農したときの届け出等

事業を開始した場合は、事業開始の日から1か月以内に「個人事業の開廃業等届出書」を提出します。また、青色申告をされる場合には「所得税の青色申告承認申請書」も提出しておきましょう。提出期限は、原則としてその年の3月15日までですが、その年の1月16日以後に開業した場合は開業の日から2か月以内になります。「個人事業の開廃業等届出書」は期限を過ぎても特に問題はありませんが、「所得税の青色申告承認申請書」は期限までに提出しないと開業した年は白色申告になります。

また、事業専従者がいる場合には、「青色事業専従者給与に関する届出書」、「給与支払事務所等の開設届出書」、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請及び納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」も忘れずに提出しましょう。「青色事業専従者給与に関する届出書」の提出期限は「所得税の青色申告承認申請書」と同じです。

(2) 青色申告のメリット

青色申告のメリットの大きなものが、①青色申告特別控除、②青色専従者給与の2つです。青色申告特別控除には、10万円と65万円の控除があり、事業所得の金額から青色申告特別控除を差し引いて所得税を計算することができます。65万円の青色申告特別控除を受けるには、複式簿記により作成された貸借対照表を添付して提出期限までに確定申告書を提出します。

また、青色事業専従者給与は、届出書に記載した金額の範囲内で実際に支給した金額を必要経費にすることができます。所得税は、「累進税率」といって所得が高くなるほど税率が高くなるため、専従者給与により家族内で所得を分散すると家族全体の所得に対する適用税率が下がります。また、専従者が受け取った専従者給与は給与所得の収入金額として取り扱われ、給与収入の大きさに応じて給与所得控除が引けるため課税所得が減ります。

このほか、青色申告には、農業経営基盤強化準備金、中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却・特別控除、純損失の繰越控除・繰戻還付など様々なメリットがあります。

(3) 青年就農給付金(経営開始型)

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、平成24年度農林水産予算の新規事業として青年就農給付金(経営開始型)を柱とする新規就農総合支援事業が実施されます。この青年就農給付金(経営開始型)は、市町村の人・農地プランに位置付けられている(又は位置づけられると見込まれる)原則45歳未満の独立・自営就農者について年間150万円が最長5年間給付されます。

青年就農給付金(経営開始型)は、事業所得(農業所得)を生ずべき事業の遂行に付随して生じた収入として、事業所得として取り扱われることとなります。

ただし、親元に就農し(親の経営から独立した部門経営を想定)、親から専従者給与の支払いを受けている場合には、雑所得になります。この場合、専従者給与(給与所得)と給付金(雑所得)を合算して白色申告をすることになります。一方、親元就農であっても生計を別にしている場合において、親の農地を借りて独立して経営するときは事業所得、親の使用者として給与を受けているときは雑所得になります。

2. お茶菓子代、飲み物代

得意先や仕入先など取引先の来客用の茶菓子代、飲み物代は交際費、従業員用の茶菓子代、飲み物代は福利厚生費として、通常は必要経費に認められます。

なお、主に専従者以外の従業員に対する福利厚生費として支出した茶菓子代、飲み物代であれば、その対象の一部に専従者が含まれていても必要経費に算入することができると思われますが、単に家族の一員として消費した茶菓子代、飲み物代は必要経費になります。

なお、従業員用の昼食代など使用者が使用者に対して支給する食事、いわゆる賄費については、福利厚生費ではなく現物給与となります。現物給与も必要経費にはなりますが、原則として、給与等とされる経済的利益として従業員に所得税が課税されます。したがって、この場合には、使用者は経済的利益の額も含めた額で給与所得の源泉徴収をする必要があります。

ただし、使用者から昼食代などとして対価の額を徴収する場合には、経済的利益はないものとして、使用者への源泉所得税は課税されません。